

京都市告示第15号

京都コンサートホール条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都コンサートホールの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

| 受託者の名称 | 所在地 | 委託する事務の範囲等 |
|-------------------|-------------------|---|
| 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 | 京都市左京区下鴨半木町1番地の26 | 1 京都コンサートホール条例（以下「条例」という。）第4条の規定による利用の許可に関する事。 2 条例第9条第1項の規定により利用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事。 3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事。 4 京都コンサートホール（以下「ホール」という。）の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理等に関し、市長が必要と認める事項 |

（文化市民局文化部文化課）